新	IB	備考欄
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この要領は、深谷市地域公共交通会議広告掲載要綱(以下	第1条 この要領は、深谷市地域公共交通会議広告掲載要綱(以下	
「要綱」という。)に定めるもののほか、深谷市コミュニティバス	「要綱」という。)に定めるもののほか、深谷市コミュニティバス	
(以下「コミュニティバス」という。) の車内に掲載させる広告の取	(以下「コミュニティバス」という。) の <u>車体及び</u> 車内に掲載させる	(削除)
扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。	広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。	
(略)	(略)	(略)
(広告の種類)	(広告の種類)	
第3条 コミュニティバスに掲載する広告の種類は、次に掲げるもの	第3条 コミュニティバスに掲載する広告の種類は、次に掲げるもの	
とする。	とする。	
(1) 車内広告	(1) 車体広告	(変更)
	(2) 車内広告	(削除)
<u>(削除)</u>	(車体広告の掲載位置及び規格)	(削除)
	第4条 車体広告の掲載位置及び規格は、別表第2のとおりとする。	
<u>(削除)</u>	(車体広告の広告掲載料等)	(削除)
	第5条 車体広告の月額広告掲載料は、広告の面積に1平方メートル	
	当たり10,000円を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1	
	00円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとす	
	<u> </u>	
	2 広告の面積は、広告の縦の最大の長さに横の最大の長さ(これら	
	の長さに10センチメートル未満の端数があるときは、これを切り	
	上げた長さ)を乗じて得るものとする。	· \

新	IB	備考欄
(車内広告の規格、枠数及び広告掲載料)	(車内広告の規格、枠数及び広告掲載料)	
第4条 車内広告の掲載位置、規格、枠数及び月額広告掲載料は、別	第6条 車内広告の掲載位置、規格、枠数及び月額広告掲載料は、別	(変更)
表第3のとおりとする。	表第3のとおりとする。	
(広告掲載の方法)	(広告掲載の方法)	
第5条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムを車	第7条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムを車	(変更) (削除)
内に張り付けるものとし、車内に直接塗装する方法によることはで	<u>体又は</u> 車内に張り付けるものとし、 <u>車体又は</u> 車内に直接塗装する方	
きない。	法によることはできない。	
2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における車内から	2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲載期間中における <u>車体又は</u>	
の剥離又は広告撤去の際に、車内に破損等を生じさせないものとす	車内からの剥離又は広告撤去の際に、 <u>車体又は</u> 車内に破損等を生じ	
る。	させないものとする。	
(広告掲載の期間)	(広告掲載の期間)	
第6条 広告掲載の期間は1か月を単位とするものとする。	第8条 広告掲載の期間は1か月を単位とするものとする。	(変更)
2 前項の1か月とは、各月の1日から末日までをいう。	2 前項の1か月とは、各月の1日から末日までをいう。	
3 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が希望する	3 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)が希望する	
ときは、複数月の申込みをすることができる。ただし、最長12か	ときは、複数月の申込みをすることができる。ただし、最長12か	
月間とし、広告の掲載を開始した日の属する年度の末日を越えない	月間とし、広告の掲載を開始した日の属する年度の末日を越えない	
ものとする。	ものとする。	
(小本)等行性の形状()	(华末军行味の馬根))	
(代車運行時の取扱い)	(代車運行時の取扱い)	(亦再)
第7条 コミュニティバスの点検、修理又は車検等により一時的に代	第9条 コミュニティバスの点検、修理又は車検等により一時的に代	(変更)
車運行するときは、その代車に広告物を一切掲載しないものとす	車運行するときは、その代車に広告物を一切掲載しないものとす	
る。		
2 短期間での代車の運行期間の掲載料は、還付しない。ただし、車	2 短期間での代車の運行期間の掲載料は、還付しない。ただし、車	

新	IB	備考欄
両の修理等で1月以上を要するときは、その期間に応じて掲載料を	両の修理等で1月以上を要するときは、その期間に応じて掲載料を	
還付するものとする。	還付するものとする。	
(広告掲載の募集)	(広告掲載の募集)	
第8条 広告の募集は、広告掲載料、広告掲載の方法その他必要な事	第10条 広告の募集は、広告掲載料、広告掲載の方法その他必要な	(変更)
項を深谷市広報紙、深谷市ホームページ、コミュニティバス車内等	事項を深谷市広報紙、深谷市ホームページ、コミュニティバス車内	
に掲載することにより行うものとする。	等に掲載することにより行うものとする。	
(掲載申込み)	(掲載申込み)	
第9条 申込者は、深谷市コミュニティバス広告掲載申込書(様式第	第11条 申込者は、深谷市コミュニティバス広告掲載申込書(様式	(変更)
1号)に、次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければなら	第1号) に、次に掲げる書類を添付して、会長に提出しなければな	
ない。	らない。	
(1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレッ	(1) 業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレッ	
卜等)	ト等)	
(2) 掲載しようとする広告案	(2) 掲載しようとする広告案	
(3) 市税等に滞納がないことの証明書	(3) 市税等に滞納がないことの証明書	
(4) その他会長が必要と認める書類	(4) その他会長が必要と認める書類	
2 申込みの締切りは、当該広告の掲載を始めようとする月の前々月	2 申込みの締切りは、当該広告の掲載を始めようとする月の前々月	
の末日までとする。	の末日までとする。	
(掲載決定)	(掲載決定)	
第10条 会長は、前条第1項の申込書の提出を受けたときは、その	第12条 会長は、前条第1項の申込書の提出を受けたときは、その	(変更)
内容を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定する。	内容を審査し、速やかに広告掲載の可否を決定する。	
2 会長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当	2 会長は、前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他正当	
な理由があるときは、当該広告の掲載を始めようとする月を延期す	な理由があるときは、当該広告の掲載を始めようとする月を延期す	

新	П	備考欄
ることができる。	ることができる。	
3 会長は、前項の審査に当たっては、申込者と広告を掲載する位	3 会長は、前項の審査に当たっては、申込者と広告を掲載する位	
置、広告の大きさ、広告の内容、デザインその他広告の掲載に当た	置、広告の大きさ、広告の内容、デザインその他広告の掲載に当た	
り必要な事項について協議を行うものとする。	り必要な事項について協議を行うものとする。	
4 会長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、	4 会長は、第1項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、	
その結果及び条件等を深谷市コミュニティバス広告掲載・不掲載決	その結果及び条件等を深谷市コミュニティバス広告掲載・不掲載決	
定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。	定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知するものとする。	
5 会長は、申込者が第4条に規定する規格又は第6条に規定する枠	5 会長は、申込者が第4条に規定する規格又は第6条に規定する枠	
数を超えたときは、先着順により決定する。	数を超えたときは、先着順により決定する。	
(広告掲載料の納入)	(広告掲載料の納入)	
第11条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者	第13条 前条第1項の規定により広告掲載の決定を受けた申込者	(変更)
(以下「広告主」という。) は、会長の指定する方法により、指定す	(以下「広告主」という。) は、会長の指定する方法により、指定す	
る期日までに広告掲載料を納入しなければならない。	る期日までに広告掲載料を納入しなければならない。	
(広告物の提出)	(広告物の提出)	
第12条 広告主は、会長が指定する期日までに掲載しようとする広	第14条 広告主は、会長が指定する期日までに掲載しようとする広	(変更)
告物を会長に提出し、確認を受けるものとする。	告物を会長に提出し、確認を受けるものとする。	
(広告内容等の変更)	(広告内容等の変更)	
第13条 会長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反していると	第15条 会長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反していると	(変更)
き、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反している	き、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に違反している	
と判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるこ	と判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めるこ	
とができる。	とができる。	
2 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、	2 広告主は、掲載期間中に広告の内容を変更しようとするときは、	

新	В	備考欄
深谷市コミュニティバス広告掲載内容変更申出書 (様式第3号)	深谷市コミュニティバス広告掲載内容変更申出書(様式第3号)	
に、変更後の広告案を添付して、会長に提出しなければならない。	に、変更後の広告案を添付して、会長に提出しなければならない。	
3 会長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を審査	3 会長は、前項の申出書の提出を受けたときは、その内容を審査	
し、変更の可否を決定する。	し、変更の可否を決定する。	
4 会長は、変更の可否を決定したときは、その結果及び条件等につ	4 会長は、変更の可否を決定したときは、その結果及び条件等につ	
いて深谷市コミュニティバス広告掲載内容変更可否決定通知書(様	いて深谷市コミュニティバス広告掲載内容変更可否決定通知書(様	
式第4号)により広告主に通知するものとする。	式第4号)により広告主に通知するものとする。	
(広告の移動等に係る協議)	(広告の移動等に係る協議)	
第14条 会長は、効率的に広告を掲載するため、既に掲載されてい	第16条 会長は、効率的に広告を掲載するため、既に掲載されてい	(変更)
る広告を移動させ、又は当該広告の掲載を中止させる必要があると	る広告を移動させ、又は当該広告の掲載を中止させる必要があると	
認めるときは、当該広告の広告主に対し、協議を求めることができ	認めるときは、当該広告の広告主に対し、協議を求めることができ	
5.	5.	
(掲載の取消し)	(掲載の取消し)	
第15条 会長は、要綱第5条の規定により広告掲載の決定を取り消	第17条 会長は、要綱第5条の規定により広告掲載の決定を取り消	(変更)
したときは、深谷市コミュニティバス広告掲載決定取消通知書(様	したときは、深谷市コミュニティバス広告掲載決定取消通知書(様	
式第5号)により、当該広告主に通知するものとする。	式第5号)により、当該広告主に通知するものとする。	
2 要綱第5条の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、納	2 要綱第5条の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、納	
付済みの広告掲載料は返還しない。	付済みの広告掲載料は返還しない。	
(掲載の取下げ)	(掲載の取下げ)	
第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げること	第18条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げること	(変更)
ができる。	ができる。	
2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするとき	2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするとき	

新	IB	備考欄
は、深谷市コミュニティバス広告掲載中止申出書(様式第6号)を	は、深谷市コミュニティバス広告掲載中止申出書(様式第6号)を	
会長に提出しなければならない。	会長に提出しなければならない。	
3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広	3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広	
告掲載料は返還しない。	告掲載料は返還しない。	
(掲載料の返還)	(掲載料の返還)	
第17条 会長は、業務上やむを得ない事由が生じたときは、広告掲	第19条 会長は、業務上やむを得ない事由が生じたときは、広告掲	(変更)
載を中止することができる。納付済みの広告掲載料を当該広告主に	載を中止することができる。納付済みの広告掲載料を当該広告主に	
返還するものとする。	返還するものとする。	
2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を中止した月以降	2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を中止した月以降	
の納付済月額の総額とする。	の納付済月額の総額とする。	
3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、深谷市コミュニティバ	3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、深谷市コミュニティバ	
ス広告掲載料還付請求書(様式第7号)により会長に請求しなけれ	ス広告掲載料還付請求書(様式第7号)により会長に請求しなけれ	
ばならない。	ばならない。	
4 第1項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。	4 第1項の規定により返還する掲載料には利子を付さない。	
(広告主の責務)	(広告主の責務)	
第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の	第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の	(変更)
責任を負うものとする。	責任を負うものとする。	
2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではない	2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではない	
こと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了	こと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理を完了	
していることを、会長に対して保証するものとする。	していることを、会長に対して保証するものとする。	
3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた	3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた	
場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。	場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。	

新	IB	備考欄
(広告の掲載、維持管理及び撤去)	(広告の掲載、維持管理及び撤去)	
第19条 広告の掲載、維持管理及び撤去は、広告主が行うものとす	第21条 広告の掲載、維持管理及び撤去は、広告主が行うものとす	(変更)
<b>ప</b> .	る。	
2 広告の掲載、維持管理及び撤去を行おうとするときは、会長が指	2 広告の掲載、維持管理及び撤去を行おうとするときは、会長が指	
定する期日に行わなければならない。	定する期日に行わなければならない。	
(費用負担)	(費用負担)	
第20条 広告の作成、掲載、維持管理及び撤去に要する一切の費用	第22条 広告の作成、掲載、維持管理及び撤去に要する一切の費用	(変更)
は、広告主が負担するものとする。	は、広告主が負担するものとする。	
2 掲載された広告が消失又は破損した場合において、その修復に要	2 掲載された広告が消失又は破損した場合において、その修復に要	
する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が深	する費用は、広告主の負担とする。ただし、その消失又は破損が深	
谷市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の責めに帰する	谷市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の責めに帰する	
事由による場合は、交通会議の負担とする。	事由による場合は、交通会議の負担とする。	
(原状回復)	(原状回復)	
第21条 前条の規定により、広告主が費用を負担する場合の作業に	第23条 前条の規定により、広告主が費用を負担する場合の作業に	(変更)
おいて、コミュニティバスの車内の表面塗装、設備等を破損等した	おいて、コミュニティバスの車体表面、塗装、構造等を破損等した	
ときは、広告主が費用を負担し、原状に回復するものとする。	ときは、広告主が費用を負担し、原状に回復するものとする。	
(免責事項)	(免責事項)	
第22条 広告主は、第7条に規定する期間の広告掲載料の返還、損	第24条 広告主は、第9条に規定する期間の広告掲載料の返還、損	(変更)
害の補償等を交通会議に請求することができない。	害の補償等を交通会議に請求することができない。	
(損害賠償)	(損害賠償)	
	第25条 広告主は、広告掲載後、その責に帰すべき理由により、交	(変更)

新	旧	備考欄
通会議に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。	通会議に損害を与えた場合はその損害を賠償しなければならない。	
(7 m/h)	(7 m/h)	
(その他) 第2.4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に	(その他) 第2.6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に	(変更)
第24末 この安順に定めるもののはか、必要な事項は、云及が別に 定める。	定める。	(友丈)
附 則	附 則	
この要領は、平成29年 1月23日から施行する。	この要領は、平成29年 1月23日から施行する。	
この要領は、令和 2年 4月 1日から施行する。		(新設)